

山口県報

令和4年
5月6日
(金曜日)

目次

- 告示
救急病院の認定(医療政策課)……………
造成宅地防災区域の指定(建築指導課)……………
○公告
契約の締結(デジタル・ガバメント推進課)……………
一般競争入札の実施(厚政課)……………
建築士の免許の取消し(建築指導課)……………
○公安委規則
山口県道路交通規則の一部を改正する規則……………
○公安委規程
山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程……………

山口県告示第百二十四号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和四年五月六日

名 称 所 在 地 認定が効力を有する期限
下松中央病院 下松市古川町三丁目一番一号 山口県知事 村岡 嗣政 令和七、五、一二

山口県告示第百二十五号

宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)第二十条第一項の規定により、造成宅地防災区域として次の区域を指定する。

令和四年五月六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 区域の名称
東須恵(1)
二 区域の範囲
次の図のとおり
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部建築指導課及び宇部市都市政策部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。)



(七四) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

令和四年五月六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課 山口市滝町一番一号
二 契約に係る特定役務の名称及び数量
山口県情報セキュリティクラウド運用業務 一式
三 契約の相手方を決定した手続
随意契約
四 契約の相手方を決定した日
令和四年三月三十一日
五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社ジャネットス 山口市小郡下郷二一三九番地
六 契約金額
一億千八十三万五百円
七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号に該当するため
 八 契約担当者
 山口県知事 村岡 嗣政

(七五) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和四年五月六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 入札に付する事項
 - 次に掲げる物品等の借入れ
 - (一) 物品等の名称及び数量
 大気環境監視システム 一式
 - (二) 物品等の特質等
 入札説明書及び仕様書による。
 - (三) 使用期間
 令和五年一月一日から令和十年三月三十一日までの間
 - (四) 使用場所
 山口県環境保健センターほか二十七箇所
- 二 入札参加資格
 - 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
 - (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第六百六十七条の四第一項のいずれかに該当する者でないこと。
 - (二) 政令第六百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和元年山口県告示第六十二号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品

等の種類等に関する告示（令和四年山口県告示第二十二号）に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの競争入札参加資格を有する者であること。

- (四) 令和四年五月六日から同年六月十七日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市朝田五三五番地 山口県環境保健センター総務課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県環境保健センター総務課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県環境保健センター総務課

(三) 受領期限

令和四年六月十六日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、令和四年六月十七日午前十時）

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市朝田五三五番地 山口県環境保健センター第一会議室

(二) 日時

令和四年六月十七日午前十時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (一) 入札参加資格のない者がした入札
- (二) 記名のない入札
- (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

- (一) 契約担当者 山口県環境保健センター所長 調 恒明
 - (二) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (三) 契約書の作成の要否 要
 - (四) 入札参加資格確認申請書を令和四年六月十日十七時十五分までに山口県環境保健センターに提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を令和四年六月十六日までに発送する。
 - (五) 契約保証金 免除する。
 - (六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和四年六月九日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課（電話〇八三一九三三―三三九六〇）に申請書を提出すること。
 - (七) 詳細については、山口県環境保健センター総務課（電話〇八三一九二四―三三六七〇）に問い合わせる。
- 十一 Summary
- (1) Branch office in charge of the contract: Otoshi Office, Yamaguchi Prefectural Institute of Public Health and Environment
 - (2) Nature and quantity of the products to be leased: Atmospheric environment observation system 1 set
 - (3) Term of use: From January 1, 2023 to March 31, 2028
 - (4) Place of use: Yamaguchi prefectural Institute of Public Health and Environment and other 27 places
 - (5) Institute in charge of the procurement and Contact point for the notice: Yamaguchi Prefectural Institute of Public Health and Environment, 535 Asada, Yamaguchi City (Tel. 083-924-3670)
 - (6) Deadline for tender submission: 5:15 P.M. June 16, 2022 (If brought in person: 10:00 A.M. June 17, 2022)

(七六) 建築士の免許の取消し

建築士法（昭和二十五年法律第二百二二号）第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消しました。

令和四年五月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

氏名	二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許取消年月日	免許の取消しの理由
元谷 雅之	二級建築士	第四〇八六号	令和四、四、二〇	死亡



山口県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年五月六日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第五号

山口県道路交通規則の一部を改正する規則

山口県道路交通規則（昭和四十七年山口県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

- 目次中 「第八章 指定旅客自動車教習所（第二十七条―第二十九条） 第九章 雑則（第三十条・第三十一条）」 を「第八章 雑則（第二十七条・第二十八条）」に改める。
- 第二条第二項の表中「第二十三条第九号」を「第二十三条第十号」に、
- 「三〇一 府令第二十九条の二の二第一項の經由申請書」を「三〇二 府令第二十九条の二の二第一項の經由申請書」に、
- 「三〇三 府令第二十九条の二の二第一項の經由申請書」を「三〇四 府令第二十九条の二の二第一項の經由申請書」に、
- 「六〇三 第二十二條の二の認知機能検査員講習申出書」を「六〇四 第二十二條の二の認知機能検査員講習申出書」に、

「六の三 第十九条の三の運転技能検査申出書
六の四 第二十二條の二の認知機能検査員講習申出書」に、「又は同条第十号の

チャレンジ講習申出書、特定任意高齢者簡易講習申出書若しくは特定任意高齢者通常講習申出書」を、「同条第九号の若年運転者講習申出書又は同条第十一号の特定任意高齢

者講習申出書」に、
八 第二十四条の緊急自動車運転資格審査申請書
九 第二十七条第一項の指定旅客自動車教習所指定申請書
十 第二十七条第五項の規定による指定旅客自動車教習所指定申請書の記載事項変更届

「八 第二十四条の緊急自動車運転資格審査申請書」に改める。

第十九条の二中「第九十七条の二第一項第三号イ」を「第九十七条の二第一項第三号若しくは同項第五号」に、「及び」を「又は」に、「認知機能検査を」を「規定により認知機能検査を」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(運転技能検査の申出)

第十九条の三 法第九十七条の二第一項第三号若しくは同項第五号又は法第一百一条の四第三項の規定により運転技能検査を受けようとする者は、運転技能検査申出書(別記第十二号様式の四)を公安委員会に提出しなければならない。

第二十三条第十号を削り、同条第九号中「第八十八条の二第一項第十四号」を「第八十八条の二第一項第十五号」に、「別記第十七号様式の四」を「別記第十七号様式の五」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号の次に次の一号を加える。

九 法第八十八条の二第一項第十四号に掲げる講習 若年運転者講習申出書(別記第十号様式の四)

第二十三条に次の一号を加える。

十一 法第八十八条の二第二項に規定する講習 特定任意高齢者講習申出書(別記第十号様式の六)

第八章を削る。

第九章中第三十条を第二十七条とし、第三十一条を第二十八条とする。

第九章を第八章とする。

別記第十二号様式中

「備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。」を

「注 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、山口県公安委員会に審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から

に改め

起算して6箇月以内に、山口県を被告として(この場合において、山口県公安委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。」

別記第十二号様式の二の注を次のように改める。

注 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、山口県公安委員会に審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、山口県を被告として(この場合において、山口県公安委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。

別記第十二号様式の三の次に次の二様式を加える。

第12号様式の4 (第19条の3関係)

※検査場所	※受検番号
運 転 技 能 検 査 申 出 書	
山口県公安委員会 殿	
申 出 者 氏 名	
年 月 日	
下記のとおり運転技能検査を受けたいので、山口県道路交通規則第19条の3の規定により申し出ます。 記	
住 所	
(ふりがな)	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日 (歳)
	性 別
	男・女
電 話 番 号	
山口県収入証紙貼付け欄 (消印しないこと。)	

注 / この申出書は、山口県警察本部交通部運転免許課長に提出すること。
 2 ※印欄は、記入しないこと。
 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記第十五号様式の二中

山口県収入証紙貼付け欄 (消印しないこと。)	写真貼付け欄
---------------------------	--------

山口県収入証紙貼付け欄 (消印しないこと。)

この表は、回覧表の仕組みを踏襲し、各関係機関に回覧する。別記第十六号様式の二中

免 許 の 欠 格 期 間	年 月 日 から	年 月 日 まで
処分前又は失効前に取得していた免許の種類	大 型	中 型
処分前又は失効前に取得していた免許の交付公安委員会名	準 中 型	大 自 二
	通 常	普 自 二
	特 別	小 原 付
	大 自 二	特 引
	大 自 二	大 型 二
	普 自 二	中 型 二
	特 別	普 通 二
	特 引	大 特 二
	特 引	特 引 二
公安委員会		
山口県収入証紙貼付け欄 (消印しないこと。)		
写真貼付け欄		



に改

め、同様式の注2を次のように改める。

- 2 申請前6月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真2枚のうち1枚を所定欄に貼り付け、1枚を添付すること。なお、写真の裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。
- 別記第十六号様式の二の注中「3」を「4」に変更する。
別記第十六号様式の四中

電 話 番 号	
---------	--

を

電 話 番 号						
講習の種類	大	中	準	普	大	普
	型	型	中型	通	自	自
					付	客
						急

に改め、同様式の注を同注「ア」の「同注」に次のように加える。

- 2 該当する□にシ印を記入すること。

別記第十七号様式の五中 「チャレインジ講習 特定任意高齢者簡易講習 特定任意高齢者講習 特定任意高齢者講習」
 「チャレインジ講習 特定任意高齢者講習 特定任意高齢者講習」

「チャレインジ講習 特定任意高齢者講習」を「特定任意高齢者講習を」及び「第23条第10号」を「第23条第11号」に改め、同様式を別記第十七号様式の六とす。

別記第十七号様式の四中「第23条第9号」を「第23条第10号」に改め、

本 籍 又 は 等 国 籍	
---------------	--

を削り、同様式を別記第十七号様式の五とし、別記第十七号様式の三の次に次の一様式を加える。

第17号様式の4 (第23条関係)

若年運転者講習申出書 年 月 日	
山口県公安委員会 殿 申出者 氏 名	
下記のとおり若年運転者講習を受けたいので、山口県道路交通規則第23条第9号の規定により申し出ます。 記	
住所	
(ふりがな) 氏 名	
生 年 月 日	年 月 日 (歳)
	性 別 男・女
電 話 番 号	
山口県収入証紙貼付枠 (消印しないこと。)	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記第二十四号様式から別記第二十六号様式までを削る。

附 則

この規則は、令和四年五月十三日から施行する。

山口県公安委員会規程第三号

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年五月六日

山口県公安委員会

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程(平成元年山口県公安委員会規程第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一中九十一の表を九十二の表とし、六十八の表から九十の表までを一表ずつ繰り下げ、六十七の表の次に次の一表を加える。

68 航空法(昭和27年法律第231号)

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第131条の2の5第9項、 第131条の2の6第4項、 第134条第5項	国土交通大臣との協議

附 則

この規程は、令和四年五月六日から施行する。

令和四年五月六日印刷

発行人所

山口県知事